

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滝沢市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滝沢市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法及び条例等に基づき、母性並びに乳児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 1. 相談・支援・保健指導に関する事務 2. 新生児の訪問指導に関する事務 3. 健康診査に関する事務 4. 妊娠の届出の受理に関する事務 5. 母子健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導に関する事務 7. 産後ケア事業の実施に関する事務 8. 低出生体重児の届出 9. 未熟児の訪問指導 10. 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 11. 養育医療に要する費用の徴収に関する事務 12. こども家庭センターの事業の実施に関する事務 ※妊娠の届出について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。 ※妊娠の届出について、郵送等での送付以外に、マイナポータルのお知らせ機能を含む。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 共通基盤連携サーバー 3. 住民基本台帳システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. サービス検索・電子申請機能 7. 住登外者宛名番号管理機能システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第85号。以下、「番号法第19条8号に基づく主務省令」という。)第2条の表95の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表95の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1.②事務の概要の内1～9、12)健康こども部こども家庭センター (1.②事務の概要の内10～11)健康こども部保険年金課
②所属長の役職名	(1.②事務の概要の内1～9、12)こども家庭センター長兼保健師長 (1.②事務の概要の内10～11)保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6558
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(1.②事務の概要の内1～9、12) 滝沢市 健康こども部こども家庭センター 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6526 (1.②事務の概要の内10～11) 滝沢市 健康こども部保険年金課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6530
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っていること。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ、住基ネット照会によりマイナンバーを取得し、4情報又は住所を含む3情報による紹介を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、eラーニングによる研修を会計年度任用職員含む全職員が受講している。また、受講確認を行い、未受講者に対しては受講の勧奨をして、関係事務手続きに係るすべての職員が受講するための措置を講じていることから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I.5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	(1.②事務の概要の内1～7)健康推進課長 千葉 澄子 (1.②事務の概要の内8～9)保険年金課長 桜田 光政	(1.②事務の概要の内1～7)健康推進課長 (1.②事務の概要の内8～9)保険年金課長	事後	様式変更により訂正したもの。
令和1年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	滝沢市役所 企画総務部人事課 岩手県滝沢市中鶯飼55番地 019-684-2111	滝沢市 企画総務部総務課 岩手県滝沢市中鶯飼55番地 019-656-6558	事後	課名変更及び直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。
令和1年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	(1.②事務の概要の内1～7) 滝沢市役所 健康福祉部健康推進課 岩手県滝沢市中鶯飼55番地 019-684-2111 (1.②事務の概要の内8～9) 滝沢市役所 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鶯飼55番地 019-684-2111	(1.②事務の概要の内1～7) 滝沢市役所 健康福祉部健康推進課 岩手県滝沢市中鶯飼55番地 019-656-6526 (1.②事務の概要の内8～9) 滝沢市役所 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鶯飼55番地 019-656-6530	事後	直通電話が追加されたため、様式変更に合わせて訂正したもの。
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年11月30日時点	令和元年5月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	平成27年11月30日時点	令和元年5月31日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和1年6月30日	IV.リスク対策	記載事項なし	リスク対策の実施状況を追加	事後	様式変更により追加したもの。
令和2年3月31日	I 関連情報 ②事務の概要 妊娠の届出の受理に関する事務	記載事項なし	(1.②4. 妊娠の届け出の受理に関する事務 を追加)	事後	様式変更に合わせて訂正したもの。
令和2年3月31日	I 関連情報 ②事務の概要 情報連携ネットワークシステムでの情報連携について	記載事項なし	「番号法別表第2に基づき、情報連携の際は、必要な情報を副本として中間サーバーへ登録し、情報提供ネットワークシステムを通じて照会、提供を行う」の一文を追加。	事後	情報連携の開始に伴い、追加したもの。
令和2年3月31日	3. 個人番号の利用 ①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一49項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項、第40条、別表第一49項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める命令第40条	事後	様式変更に合わせて訂正したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	I .5.評価実施機関における担当部署	(1.②事務の概要の内1～7)健康推進課長 (1.②事務の概要の内8～9)保険年金課長	(1.②事務の概要の内1～8、11)健康推進課長 (1.②事務の概要の内9～10)保険年金課長	事後	様式変更により訂正したもの。
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和元年5月31日時点	令和2年1月30日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者人数	令和元年5月31日時点	令和2年1月30日時点	事後	様式変更に伴い再度実施したもの。
令和2年12月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項、第40条、別表第一49項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める命令第40条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	事後	再評価実施に伴い、修正したもの。
令和2年12月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第19条第7号 ・別表第二の26、56の2、69の2、70、87項	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二の69の2、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3、第39条 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二の26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条、第38条の3、第44条	事後	再評価実施に伴い、修正したもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(1.②事務の概要の内1～7) 滝沢市役所 健康福祉部健康推進課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6526 (1.②事務の概要の内8～9) 滝沢市役所 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6530	(1.②事務の概要の内1～8、11) 滝沢市 健康福祉部健康推進課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6526 (1.②事務の概要の内9～10) 滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6530	事後	再評価実施に伴い、修正したものの。
令和2年12月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月30日時点	令和2年11月1日時点	事後	再評価に伴い再度実施したものの。
令和2年12月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者人数	令和2年1月30日時点	令和2年11月1日時点	事後	再評価に伴い再度実施したものの。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二の69の2、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3、第39条 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二の26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条、第38条の3、第44条	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の69の2、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3、第39条 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条、第38条の3、第44条	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年11月30日時点	令和3年8月13日時点	事後	番号法の改正による修正に伴い実施したものの。
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者人数	令和2年11月30日時点	令和3年8月13日時点	事後	番号法の改正による修正に伴い実施したものの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月10日	I 関連情報 ②事務の概要	記載事項なし	※妊娠の届出について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。 ※妊娠の届出について、郵送等での送付以外に、マイナポータルのお知らせ機能を含む。 を追加	事後	マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)を利用開始に伴う追加。
令和5年2月10日	I 関連情報 ③システムの名称	記載事項なし	6.サービス検索・電子申請機能 を追加	事後	マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)を利用開始に伴う追加。
令和5年2月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年8月13日時点	令和5年2月9日時点	事後	マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)を利用開始に伴う追加。
令和5年2月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者人数	令和3年8月13日時点	令和5年2月9日時点	事後	マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)を利用開始に伴う追加。
令和7年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法及び条例等に基づき、母性並びに乳児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 1. 保健指導に関する事務 2. 新生児の訪問指導に関する事務 3. 健康診査に関する事務 4. 妊娠の届出の受理に関する事務 5. 母子健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導に関する事務 7. 低出生体重児の届出 8. 未熟児の訪問指導 9. 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 10. 養育医療に要する費用の徴収に関する事務 11. 子育て世代包括支援センターの事業実施に関する事務 ※妊娠の届出について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。 ※妊娠の届出について、郵送等での送付以外に、マイナポータルのお知らせ機能を含む。	母子保健法及び条例等に基づき、母性並びに乳児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 1. 相談・支援・保健指導に関する事務 2. 新生児の訪問指導に関する事務 3. 健康診査に関する事務 4. 妊娠の届出の受理に関する事務 5. 母子健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導に関する事務 7. 産後ケア事業の実施に関する事務 8. 低出生体重児の届出 9. 未熟児の訪問指導 10. 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 11. 養育医療に要する費用の徴収に関する事務 12. こども家庭センターの事業の実施に関する事務 ※妊娠の届出について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を含む。 ※妊娠の届出について、郵送等での送付以外に、マイナポータルのお知らせ機能を含む。	事前	評価の再実施及び新様式への移行に関する修正
令和7年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		「7. 住登外者宛名番号管理機能システム」追加	事前	評価の再実施及び新様式への移行に関する修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	事前	評価の再実施及び新様式への移行に関する修正
令和7年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の69の2、70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3、第39条 (情報提供の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表第二の26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第30条、第38条の3、第44条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第85号。以下、「番号法第19条8号に基づく主務省令」という。)第2条の表95の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第85号。以下、「番号法第19条8号に基づく主務省令」という。)第2条の表95の項	事前	評価の再実施及び新様式への移行に関する修正
令和7年3月25日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	(1.②事務の概要の内1～8、11)健康福祉部健康推進課 (1.②事務の概要の内9～10)健康福祉部保険年金課	(1.②事務の概要の内1～9、12)健康こども部こども家庭センター (1.②事務の概要の内10～11)健康こども部保険年金課	事前	評価の再実施及び新様式への移行に関する修正
令和7年3月25日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	(1.②事務の概要の内1～8、11)健康推進課長 (1.②事務の概要の内9～10)保険年金課長	(1.②事務の概要の内1～9、12)こども家庭センター長兼統括保健師 (1.②事務の概要の内10～11)保険年金課長	事前	評価の再実施及び新様式への移行に関する修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関するお問い合わせ連絡先	(1.②事務の概要の内1～8、11) 滝沢市 健康福祉部健康推進課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6526 (1.②事務の概要の内9～10) 滝沢市 健康福祉部保険年金課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6530	(1.②事務の概要の内1～9、12) 滝沢市 健康こども部こども家庭センター 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6526 (1.②事務の概要の内10～11) 滝沢市 健康こども部保険年金課 岩手県滝沢市中鶴飼55番地 019-656-6530	事前	評価の再実施及び新様式への移行に関する修正
令和7年3月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 (2023日2月9日 時点)	1,000人以上1万人未満 (2025年1月31日 時点)	事前	評価の再実施
令和7年3月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 (2023日2月9日 時点)	500人未満 (2025年1月31日 時点)	事前	評価の再実施
令和7年3月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	対策「十分である」 【根拠の判断】 申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っていること。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ、住基ネット照会によりマイナンバーを取得し、4情報又は住所を含む3情報による紹介を行うことを厳守している。	事前	評価の再実施
令和7年3月25日	IVリスク対策 11. 最も優先順位が高いとされる対策	-	対策「9)従業員に対する教育・啓発」 【対策は十分か】 十分である 【根拠の判断】 毎年度、eラーニングによる研修を会計年度任用職員含む全職員が受講している。また、受講確認を行い、未受講者に対しては受講の勧奨をして、関係事務手続きに係るすべての職員が受講するための措置を講じていることから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事前	評価の再実施